

令和7年 第1回 定例会 議員別表決結果

	議案番号	議 案 名	後 藤 紀 子	古 村 護	鎌 田 鷹 介	加 藤 眞 人	伊 藤 守 守	服 部 美 二 夫	三 輪 一 雅	伊 藤 好 博	結果		
											賛成	反対	計
町 長 提 案	議案第 2号	令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）について	○	○	○	○	○	○	議 長	○	7	0	7
	議案第 3号	令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第 4号	令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第 5号	令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第 6号	令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第 7号	令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第2号）について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第 8号	木曽岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第 9号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第10号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第11号	木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第12号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第13号	デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第14号	木曽岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第15号	木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第16号	木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第17号	木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第18号	木曽岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第19号	木曽岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第20号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第21号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第22号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第23号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第24号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第25号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第26号	令和7年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	議案第27号	木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
議 長 提 案	発議第 1号	木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	発議第 2号	木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7
	発議第 3号	木曽岬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○		○	7	0	7

※「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、「退」は退席を表します。

※議長は、可否同数の場合又は特別多数議決の場合以外は表決に加わりません。

※退席とは、議員の意思により議場から退席することです。

※除斥とは、議会での審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員をその審議のときに議場から退席させることです。